

医療法人 健口会

奨学金返還支援制度規程

(目的)

第1条 この規程は、奨学金返還支援制度を定めるものである。

(奨学金返還支援制度)

第2条 奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の**(独)日本学生支援機構等の貸与型奨学金**を返還中、または返還予定の正社員に対して、医療法人 健口会が、奨学金返還支援手当（以下「手当」という。）として支給する制度のことをいう。

(支援制度の対象者)

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 医療法人 健口会の業務に従事する従業員であること
- (2) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び高等学校の卒業等（中途退学者を含む。）で、奨学金を返還している又は今後返還開始が見込まれる者であること
- (3) 第4条の書類を提出した医療法人健口会の正社員であること

(書類の提出)

第4条 奨学金支援制度を受けようとする従業員は、奨学金の借入総額、借入残高及び返還計画がわかる書類を入社日に提出すること

2 支援対象者は、奨学金を返還していることを証明する書類を、毎年3月31日に提出しなければならない

3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに医療法人 健口会に書面にて申し出ること

(奨学金)

第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。

- (1) 日本学生支援機構の奨学金
- (2) 地方公共団体、大学及び公益法人、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金
- (3) 厚生労働省が所管する職業訓練に係る融資のうち、技能者育成資金融資
- (4) その他会社が認めるもの

(奨学金返還支援の支給)

第6条 奨学金返還額の一部を、医療法人 健口会は「奨学金返還支援手当」として支給する。

2 支給額は、月額 30,000 円とする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。

3 欠勤、休業、休職中などの勤務をしていない日及び期間についても全額支援対象とする。

4 奨学金手当は、毎月の給与と併せて支払うものとする。

(支援期間等)

第7条 支援は、支援制度適用の申請のあった日の属する賃金計算期間に対応する月から開始し、入社3年が経過する日の前日の属する賃金計算期間に対応する月まで支援する。

2 前項にかかわらず、支援期間の途中で奨学金返還が終了した場合は、最終返還日の属する賃金計算期間に対応する月まで支援する。

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、就業規則の変更手続を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、2025 年 12 月 1 日から施行する。